2026年11月（№487）　　UMS

HOTLINE

税理士法人　ユーマス会計　　株式会社　ユーマス経営

今　月　の　視　点

飲食料品の消費税率引下げQ&A
税率引下げ後のインボイス・総額表示

税率1%の対象取引に係るインボイス

令和8年9月、国税庁は、飲食料品の消費税率引下げに関するQ＆Aを公表しました。飲食料品を取り扱う事業者はインボイスの取扱いが気になるところです。Q＆Aによると、税率引下げ後のインボイスには「適用税率：1%」（消費税額等の金額は1%相当額）と記載することとなり、それ以外の記載事項の変更はありません。一方で、税率 1%の適用対象である飲食料品は「軽減税率の対象品目である旨」を記載すればよく、「税率1%の対象品目である旨」を新たに記載する必要はありません。

税率1%と8%の飲食料品が混在する場合

また、消費税率8%と税率1%が適用される取引とが混在する場合のインボイス記載例が掲載されています。

⑴　令和9年3月までの請求書と4月以後の請求書を分けて発行する

＜請求書3月まで＞　3/16～3/31

（8%対象）40,000円　消費税3,200円
（10%対象）20,000円　消費税2,000円

＜請求書4月以後＞　4/1～4/15

（1%対象）20,000円　消費税200円
（10%対象）30,000円　消費税3,000円

⑵　同一請求書内で令和9年3月までの取引と4月以後の取引を区分する

＜請求書4月分＞　3/16～4/15

（1%対象）20,000円　消費税200円
（8%対象）40,000円　消費税3,200円
（10%対象）50,000円　消費税5,000円

飲食料品の総額表示義務の特例

今回の税率変更により、事業者が値札の貼り替え等に対応することが困難なときは、誤認防止措置を講じている場合に限り、次の特例が設けられるようです。

＜特例1＞　適用税率1%の期間の特例

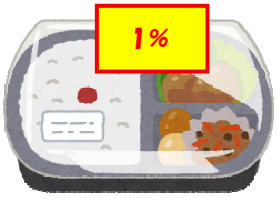
期間	R9.4.1～5.31（今回改正後2月） R11.2.1～3.31（次回改正前2月）
特例	8%の税込価格の表示ができる

＜特例2＞　適用税率8%の期間の特例

期間	R9.2.1～3.31（今回改正前2月） R11.4.1～5.31（次回改正後2月）
特例	1%の税込価格の表示ができる

例えば、特例1の場合、次のような誤認防止措置の表示が考えられます（その他、値札にシールを貼る等の対応もあります）。

この棚の商品は税率 8%に基づく税込価格で表示しています。レジでは税率1%に基づき精算致します。



Q＆Aの追加や改訂もあるので、最新情報の確認を！

取締役と兼務役員

永年会社に貢献してくれた優秀な社員に役員になってほしいと考えたとき、社長にもその社員にも少し不安な気持ちがないとはいえません。いきなり完全な役員にするのではなくまずは「使用人兼務役員」として登用することで、社員も安心感を残しつつ経営にも参画してもらうことができます。

取締役とは大きくいうと２種類あります。委任契約であれば会社の経営判断や業務執行の監督を行う立場で任期は２年です。

一方で取締役という役員としての地位と、部長や課長といった使用人としての職務の両方を持ちながら現場での指揮を執る人は兼務役員となります。

使用人兼務役員になれない人

税法上以下の方は兼務役員になれません。

・代表取締役　・監査役
・副社長、専務、常務などの役付取締役
・同族会社で一定以上株式保有の役員
・合資、合名、合同会社の業務執行役員

また、兼務役員になる人は「平取締役」として「部長」などの肩書を持たせるのが一般的です。取締役と使用人兼務役員との大きな違いは、経営に専念する立場か従業員（使用人）職務を兼ねているかという点にあります。

使用人兼役員とは

会社法や税法において、役員と従業員は契約の性質が異なります。

① 給与を柔軟に設定できる

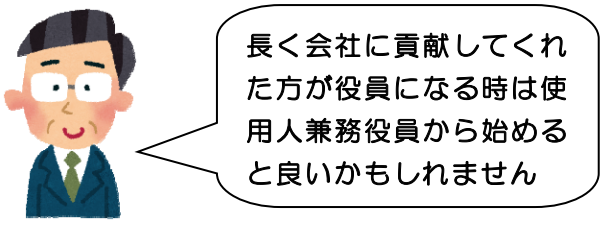
役員報酬は原則として「定期同額給与」のルールがあり、毎月同額でなければ経費として認められません。賞与についても事前に届出等をしておかないとなりません。ただし、兼務役員の場合は「使用人分」の賞与は他の従業員と同じ時期に支給すれば経費にできるとされています。

② 雇用保険や労災保険に加入できる

役員は通常、雇用保険、労災保険の対象外ですが、兼務役員は労働者性があれば対象になります。ただし、労働者部分の給与に対する給付となります。使用人兼務役員はその立場を明らかにするためにも、ハローワークに「兼務役員雇用実態証明書」を提出しておきましょう。

③ 労働基準法の適用が受けられない場合がある

通常、役員扱いであれば残業代は適用除外の場合が多いでしょうから役員手当などで対応しましょう。



令和９年１月以後の相続等より改正
不動産小口化商品の評価の見直し

不動産小口化商品の評価の見直し

不動産小口化商品とは、1 つの不動産を複数の口数に細かく分割し、多くの投資家から集めた資金で共同購入・運用する投資商品です。これまで個人が投資できなかった大型の賃貸オフィス（銀座や六本木など都市部の商業ビルなど）を投資対象として取り込み、販売を拡大してきました。近年の貸付用不動産は、市場価格と相続税評価額が大きく乖離しており、不動産小口化商品は、大きな節税商品としても注目されていました(税制調査会の専門家会合では「評価が時価の 2～3 割」という事例が紹介されています)。この節税メリットが、今回の通達改正で封じられることになります。

改正前の評価方法は「相続税評価額」

令和 8 年までの実務では、不動産特定共同事業法に基づく①任意組合型や②賃貸借型、金融商品取引法等に基づく③信託型のものは、小口化された貸付用不動産の相続税評価額で評価していました。

商品の種類	財産種類	評価
任意組合型	不動産	相続税法上の評価額（路線価等）
賃貸借型	不動産	
信託型	信託受益権	

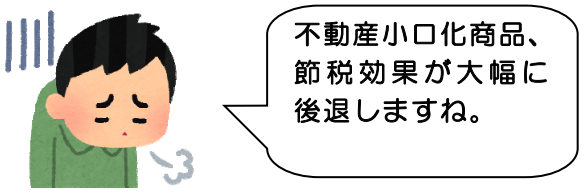
令和 9 年 1 月以後は「通常の取引価額」に

令和 8 年 9 月に「貸付用不動産の評価について（案)」のパブリックコメントが公表されました（10/18 まで意見募集)。これによると、令和 9 年 1 月 1 日以後の相続・贈与より、特定小口化商品（不動産特定共同事業契約又は信託受益権に係る金融商品取引の契約のうち一定のものに基づく権利）の目的となっている貸付用不動産の価額は、取得時期にかかわらず、課税時期における「通常の取引価額」により評価されることとなります。

年内の「駆け込み贈与」は慎重に検討を

ただし、特定小口化商品の元本等相当額が適正価格に基づくと認められる場合には、販売会社が提示した適正な処分価格などの精通者意見価格等を参酌して評価できるとされています（この場合、特定小口化商品の元本等相当額×90%等で評価できます)。

この改正を見越し「駆け込み贈与」の増加が予想されます。現行の通達評価が過度な節税とみなされるリスク（総則 6 項）はなくなっていないという意見もありますし、不動産取得税等の負担もあります。専門家に相談しながら検討していきましょう。





今月の法律情報 ①　弁護士　湯原　伸一

取締役の解任手続きと正当理由の有無～会社が負う責任とは？（7回目）

【質問】
問題のある取締役を解任したいのですが、株主総会で決議すれば足りるのでしょうか。
手続きに不備があると無効になるのではないか、また、正当な理由がないとして損害賠償を請求されないか不安です。

【回答】
前回は「解任される側」視点で事前防止策や解任された場合の争い方について解説しました。
今回はその続きです。

【解説】
取締役はいつでも理由なく解任される立場にあります。
しかし、解任された取締役は損害賠償請求ができる場合があります。

(4)損害賠償を請求する方法
取締役として解任されたこと自体は争わず、しかし解任されたことによって被った損害を請求するという対処法があります。

【会社法第339条】

> 1　役員及び会計監査人は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができる。
> 2　前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、株式会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

解任理由の正当性は解任決議の効力に影響を及ぼしません。しかし、正当性がない場合、会社は損害賠償義務を負うことになります。
では、「正当な理由」とは何かが問題となります。
この点については一律の基準があるわけではなく、ケースバイケースというのが正確な回答と言わざるを得ません。
もっとも、裁判例の積み重ねにより、ある程度の傾向はつかむことができます。
＜正当性が認められやすい類型＞
・職務執行に関係する法令、定款違反行為があった場合（但し、軽微な違反に留まる場合は別途考慮が必要）
・心身の故障により業務執行が困難な場合
・合理的な理由なく長期にわたって取締役会を欠席した場合
・会社への敵対行為、業務妨害がある場合
・名目的取締役である場合

なお、職務執行と関係しない法令違反行為があった場合、オーナーと対立・見解の相違がある場合、経営判断の失敗に留まる場合（善管注意義務違反と断定できない場合）などの事例では、正当性が認められず、会社が損害賠償義務を負担する可能性は高いと考えられます。

次に、正当性が認められず、会社が損害賠償義務を負担する場合、具体的にどの程度の金銭負担が生じるのかが問題となります。
これについては、原則として、解任が無ければ取締役が残存任期中に得られたであろう役員報酬相当額とされています。
現場実務で問題となるのは、取締役の任期が定款で 10 年に伸長されている場合の残存任期中に相当する役員報酬相当額の支払い義務が生じるのか、特例有限会社において任期が定められていない場合はどうなるのか、という問題です。
この点、前者については、一定期間（2 年程度）に限って損害賠償額を算定した裁判例が存在する一方で、10 年の任期を前提にした残存任期に基づく損害賠償額を算定した裁判例も存在しており、判断は統一されていません。ただ、理屈の上では、どうしても 10 年の任期を前提にした残存任期に基づく損害賠償額算定とならざるを得ないと考えられます。
一方、後者については、任期の定めがないということは、いつ解任されてもおかしくないということになりますので、基本的には損害賠償義務を負わないと考えられています（つまり、残存任期に基づく役員報酬を得られる合理的期待は法律上保護されないということです）。
ところで、役員報酬以外に役員賞与が含まれないのかという点も問題となりえます。
この点については、役員賞与を必ず支給するルール（算定方法、支給時期など）があったと言えるのであれば、会社は役員賞与相当額についても損害賠償義務を負担すると考えられています。逆に、役員賞与は、業績等に応じて株主総会で都度決議をしていたというのであれば、確実に支給されるものとは言い難いため、損害には含まれないことになります。

今月の法律情報　②　中小企業診断士　藤尾　竜馬

日本版 DOGE による補助金の見直し　-中小企業向け補助金への影響は？-

政府が進める「日本版 DOGE」と呼ばれる補助金・基金の見直しについて、中小企業向け補助金への影響を気にされている方も多いのではないでしょうか。
今回は、令和 8 年度「秋のレビュー」の公表資料をもとに、現時点での状況を整理します。

■秋のレビューで見直しの対象となる事業

令和 8 年 11 月 12 日・13 日に実施予定の「令和 8 年度秋年次公開検証（秋のレビュー)」では、予算関連事業 4 件、基金事業 4 件の計 8 件が検証対象として示されています。

【予算関連事業】

- 障害福祉サービス
- 無償資金協力
- 高等学校教育改革関係事業
- 農山漁村振興交付金

【基金事業】

- 宇宙戦略基金事業
- 海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靭化事業
- 経済安全保障重要技術育成プログラム
- バイオものづくり革命推進事業

これらの事業について、政策効果の検証や事業の重複整理などの観点から公開検証が行われる予定です。

■中小企業向け補助金への影響は？

今回公表された秋のレビューの対象事業には、一般的な中小企業向けの設備投資や販路開拓を支援する主要補助金は、個別の検証対象として明記されていません。
そのため、**現段階では、中小企業向け補助金への直接的な影響は少ないと考えられます。**
ただし、政府は補助金・基金全体の見直しも進めているため、今後の予算編成や個別制度の見直しによって、補助金の予算額や公募内容が変更される可能性はあります。

■来年度以降の動向について

今後は、秋のレビューの検証結果や令和 9 年度予算の編成を踏まえ、来年度以降の中小企業向け補助金の実施内容が順次明らかになっていく見込みです。具体的な制度内容については、来年 1 月～3 月頃にかけて情報が明らかになってくると考えられます。
なお、本年度の補助金については、11 月が最終公募となる制度もあります。活用を検討されている事業者様は、公募スケジュールを確認し、申請のタイミングを逃さないようご注意ください。